

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書(補遺)

平成14年5月9日  
信用組合福岡商銀  
金融整理管財人

## I はじめに

当組合は、平成12年6月9日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申し出を行いました。これを受け、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査を行い、平成12年10月19日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年6月9日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の刑事上や民事上の責任を明確にするための調査は継続しておりますので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

## II 旧経営陣に関する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 1. はじめに

- ① 金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事、またはこれらの職に在ったものに対する民事上及び刑事上の責任追及を行うことが重要な職務の一つとされている（金融再生法第18条）ことから、就任後の平成12年7月10日金融整理管財人のもとに弁護士3名を構成員とする責任究明委員会（以下「委員会」という。）を設置し（同年10月25日委員数を『若干名』と変更し4名に増員）、必要に応じて株式会社整理回収機構、捜査当局との協議・情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査検討を行いつつ参りましたので、今日までの状況についてご報告致します。
- ② 当組合は、平成10年5月に破綻表明を行い、九州内の他の商銀との合併や事業譲渡を模索してきましたがいずれも実現しなかったため、平成12年6月9日金融整理管財人が派遣されたものであります。従って旧経営陣としての調査対象は金融整理管財人派遣同日までの理事その他も含めました。

## 2. 刑事責任の追及について

委員会は、金融犯罪該当行為の有無を明らかにするため鋭意調査を重ね平成10年5月以前に実行された融資の中に不審なものを数件発見したものの、全て公訴時効が完成しており、刑事責任の追及には至りませんでした。

## 3. 民事責任の追及について

### ① 調査の方針

まず、当組合が破綻するに至った要因である『債務者の実態等を正確に自己査定に反映していなかったことにより多額の不良債権を内包したこと』について違法性が認められるかどうかについて調査するため、平成11年11月29日当組合に設置された経営責任解明委員会（構成員は弁護士、公認会計士、中小企業診断士）の調査結果を参考として調査を行いました。

### ② 調査の結果

イ. 委員会は合同で、或いは分担を決めて調査を行った結果、4件についての違法融資が認められましたが、不法行為責任を問える3年の時効が完成していましたので、善管注意義務違反、忠実義務違反、監視義務違反として債務不履行責任を問うこととし、平成13年3月9日、福岡地方裁判所及び同小倉支部に対して延べ5名に対し合計21億2,200万円の請求訴訟を提訴しました。

その結果、金正植元理事長、川上耕司元専務理事、金英三元常務理事融資部長は全て欠席裁判にて確定しました。

しかし、4件訴訟のうち、確定した上記3名と金勇元理事本店営業部長（退職時は専務理事）を共同被告とした案件、及び3名と金明吉元融資部副部長を共同被告とした案件については、これら2名が責任を認めずそれぞれ目下係争中であります。

ロ. 判決が確定した事実については委員会の弁護士が回収作業に着手し直接3名に会って任意弁済を求めましたが実現しておらず、同案件については株式整理回収機構へ引き継ぐこととし、回収を図る予定です。

#### 4. 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記のとおり責任追及を行ったところですが、今後、株整理回収機構による調査等によって新たなる事実が判明する可能性もあることから、株整理回収機構において引き続き責任追及が行いうるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株整理回収機構に譲渡する予定です。